

すいたしないうるーぶほーむ すぶりんくらーせつびちようさ ほうこく
吹田市内グループホームの sprinkler 設備調査 報告

2017.2.6

すいたしちいきじりつしえんきようぎかい 居住支援部会
吹田市地域自立支援協議会

1. 調査の目的

これまで 275 m² 以下のグループホームには sprinkler 設置が必要なかったが、消防法改正により規模に関係なく平成30年4月までに必要となり、吹田市内の多くのグループホームが苦境に立たされており、その改善策を検討する必要があります。その為、7/1 より 1 か月間、市内の全てのグループホームの消防に関するアンケートを行い、状況把握と課題をまとめました。

2. 調査結果

7/1現在 ※吹田市内グループホーム（共同生活住居）99対象、80が回答（回答率81%）

- ①ホーム数 80（定員1名6ホーム、2名26、3名15、4名14、5名12、6名5、10名2）
- ②入居者現員数252名（区分2 26名、区分3 54名、区分4 48名、区分5 53名、区分6 71名）
- ③夜間支援員あり（2対1 14、3対1 13、4対1 26、5対1 4、宿直4、なし19）
- ④区分4が8割以上の6項目 35（43%）、区分4以上が8割未満の6項目 42（52%）、利用者無し 3
- ⑤寄宿舎扱い 11 その他 69
- ⑥物件が賃貸 72 自前購入・建設 8
- ⑦建物の構造 鉄筋・鉄骨 53 木造 17 わからない 10
- ⑧ sprinkler が ある 11（14%） ない 69（86%）
- ⑨自動火災報知設備が ある 73（91%） ない 7（9%）
- ⑩消防署への通報装置を自火報設備に連動している 24（30%） ない 56（70%）
- ⑪建物の形態 一戸建て 13（3階以上 6、100 m² 以上 10）
公営住宅 34（1階9、2階6、3階6、4階2、5階以上9階まで12 不明5）
マンション 21（100 m² 以上3） 文化・アパート5 ビル7（100 m² 以上7）

○今後、スプリンクラーの設置が必要 27 (34 %) わからない 4 (5 %) 必要ない 49 (61 %)

○国庫補助でのスプリンクラー工事を申請している 平成28年度工事確定 2 平成29年度申請中

6

3 記述部分を含めた調査結果から見えてくる課題

- 吹田市内の全99のホーム(吹田市把握のホーム)中、80の回答は非常に回収率が高い。
また、アンケート未提出のホームは19で3事業所の運営で、既にスプリンクラー設備があるか、軽度利用者が多く「6項ハ」対象なのでスプリンクラー設置の必要のないホームが殆どと思われる。
- 80ホーム中、スプリンクラーがあるホームが11だが、残りの69の中で、「今後スプリンクラーの設置が必要」と「わからない」を回答のホームが31もあった。(39 %)
その内、8ホームは国庫補助申請中なので、今後の対応策が決まっていないホームが23(29 %)もある。
- その23ホームの内、5ホームが100㎡を超えるグループホーム、18ホームは100㎡以内の小規模。マンションや府営住宅のグループホームが多く、一部文化住宅のホームもある。
小規模のホームは何かしら免除があるかと、どこも国庫補助申請をしていない。
- アンケートの記述部分として、「家主がスプリンクラー工事を了解してくれない」「スプリンクラー工事はしたいが、道路下の配管工事の関係で工事費が高くなる」「国庫補助は付きそうだが、補助額が工事費の半分以下で実質200万円以上の持ち出しが必要」「内装防炎化工事や水道管加入金等、補助対象外も多い」「6項ハ対象ホームなのに、1人でも区分6の重度の人がいると設置必要と消防に言われた」「府営の高層階なので、スプリンクラーは水災害が心配で、パッケージ型も重量が重くて設置できるか心配、パッケージ型ミニは内装防炎必要で高い工事費が必要」等 いろいろ課題があり。
- その他今後に向けた記述として、今設置必要なホームだけを対象に考えるのではなく、今後の新規開

設のホームや利用者の区分が上がり6項口になったホームにも対応できるものにする必要がある。

6)以上の調査結果として、『消防法施行令の32条』適応と吹田市補助を新規も含めて検討が早急に必要。

吹田市内グループホームのスプリンクラー設備問題について

1. この間の経過

- ①これまで275㎡以下のグループホームにはスプリンクラーが必要無かったのが、消防法改正により規模に関係なく平成30年4月迄に必要となる。但し、区分4以上が8割未満の「6項ハ」は対象除外。
- ②吹田市内には、区分4が8割以上の「6項口」の重度者利用のグループホームも多く、居住支援部会としても最重要課題として、部会内に「スプリンクラー・プロジェクトチーム」を作り検討を始める。
- ③吹田市障がい福祉室もこの課題を認識し、担当者を決め、チームと一緒に5月より2回検討会議開催。
- ④その上で、部会として、吹田市内のグループホーム全部を対象に、7月の1か月間、市内のグループホームの消防に関するアンケートを行い、状況把握と課題をまとめる。
- ⑤その結果、99カ所中80カ所の回答で、スプリンクラー必要な「6項口」が43%の35ヶ所もあり、国庫補助で設置予定のところを除いて23カ所のグループホームが対応を困っていた。
- ⑥大阪府は7/28付で、各市町村障害福祉へスプリンクラー設置要件の見直し(32条適応)の要請を行う。
- ⑦吹田市障がい福祉室はスプリンクラー国庫補助申請が8月末迄なので出すよう関係者に8/23付連絡。
- ⑧吹田の障害者福祉と医療を進める会が、9月に吹田市消防局予防課長と障害福祉室宛に、「障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置基準の緩和を求める要望書」を提出。
要望内容○大阪府特例を吹田市でも採用、○市独自の消防設備整備の補助制度を新設
- ⑨9/23に部会の担当者3名で吹田市消防署予防課に出向き、懇談の申し入れを行い。10/20に予防課で懇談の内容の打ち合わせを行い、11/8に総合福祉会館で懇談会を開催。

2. 11/8の消防との懇談会の内容

資料4

- 参加者 グループホーム関係者10名、消防予防課3名、障がい福祉室3名、福祉指導監査室2名
- 最初に予防課から消防法改正の大まかな内容の報告
- 部会から、4ホームの図面を出して、スプリンクラー設備を免除できる方法は無いかを相談。
- 予防課よりの報告では、吹田市としては、大阪市のような独自の消防緩和策は出来ず、国の消防庁の制度の中でしか検討できないとの事。
- 府営の避難階1階の小規模住宅でも、①玄関を自閉式②二方向避難③煙感知機④避難経路は難燃の条件があり、1階でもスプリンクラー設備無しでは困難。
- 定員が4名で、1名欠員のホームの場合、現員3名全員が区分4以上でも8割以下になるので、スプリンクラー免除対象となる可能性があり、調べておくと言われる。(大阪市内に認めている区がある)

※ちなみに、高槻市は、府営等の集合住宅に複数のホームがある場合、利用者全員の区分でみる。

吹田で考えると、川園13棟に3ホームあり、区分3.5と3.3と6.5なので、3ホームとも減免。

3 今後の対応について

- 1) 吹田市内99ホーム中、見通しが立っていない23のグループホームの対策を早急に進めていく。
- 2) 吹田消防署としては、大阪市のような『消防法施行令32条』の独自の適応については出来ないと事なので、特にスプリンクラー設置が厳しいグループホームについて、実態の把握を進めていく。
- 3) 利用者の今後の区分の変化で運営が出来なくなるグループホームが出てくることも予想される。また、今後のグループホームの開設を増やしていく為にも、スプリンクラー課題は重要で、新規のグループホームの開設も含めた課題として考えていく必要がある。
- 4) 来年度、消防工事が重なり、希望しても3月末に間に合わなくなることも予想して